

○静岡市補助金等交付規則

平成15年4月1日

規則第44号

改正 平成18年3月8日規則第30号

平成20年10月31日規則第115号

平成31年3月27日規則第8号

令和3年8月31日規則第66号

(目的)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市が交付する補助金等の交付の申請、決定等について基本的事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 補助金、交付金、利子補給金その他給付金で、相当の反対給付を受けないもの（市長が指定するものを除く。）をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。

(市長等の責務)

第3条 市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

- 2 補助事業者は、法令の規定及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業等を行うように努めなければならない。

(交付の申請)

第4条 補助金等の交付の申請をしようとする者（以下「補助金等の交付申請者」という。）は、補助金等交付申請書（様式第1号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業等の目的及び内容
- (2) 補助事業等の事業計画及び収入支出の予算
- (3) 交付を受けようとする補助金等の額の算出の基礎

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

3 市長は、補助事業等の目的及び内容により前項各号に掲げる記載事項の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金等を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

(暴力団等の排除)

第5条の2 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、補助金等の交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員の配偶者（静岡市暴力団排除条例第6条第2項に規定する暴力団員の配偶者をいう。）

(4) 暴力団員等と密接な関係を有するもの

(平31規則8・追加)

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金等の交付を決定する場合において、その交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 第4条第2項第1号から第3号までに掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この規則及び市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を補助金等交付決定通知書（様式第2号）により、補助金等の交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助金等の交付申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容及び付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金等の交付の決定後、天災地変その他の補助事業者の責めに帰さない事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき、又は遂行できなくなったときは、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分を除き、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に限り、補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

3 市長は、第1項の規定による処分をした場合は、補助金等交付決定取消通知書（様式第3号）又は補助金等交付決定内容（条件）変更通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第10条 市長は、補助事業等が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業等の遂行の状況に関し補助事業者から報告させ、又は担当職員に実地に調査をさせることができる。

(事業遂行の指示)

第11条 市長は、補助事業者が提出した報告等により、補助事業等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれら

に従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、補助事業者が前項の規定による指示に従わないときは、その者に対し当該補助事業等の遂行の一時停止を指示することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- (1) 補助事業等の成果を記載した実績報告書
- (2) 決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
(補助金等の額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助事業等の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等交付確定通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 市長は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し必要な是正のための所要の措置をとるべきことを指示するものとする。

2 前項の規定による指示に従って是正のための所要の措置を行った場合は、第12条の規定を準用する。

(補助金等の支払)

第15条 補助金等の支払は、第13条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払し、又は前金払することができる。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき。
 - (2) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (4) 第5条の2各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (5) 法令若しくはこの規則に違反し、又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

（平31規則8・一部改正）

（補助金等の返還）

第17条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第18条 市長は、補助事業者が補助金等の返還の請求を受け、当該請求を受けた補助金等の全部又は一部を指定された期限までに納付しない場合において、その者に対して交付すべき他の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（財産処分制限）

第19条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げるものを補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 重要な機械器具で市長が指定するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要

があると認めて指定するもの

(関係書類の整備)

第20条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市補助金等交付規則（昭和40年静岡市規則第36号）又は清水市補助金等交付規則（昭和61年清水市規則第27号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 蒲原町の編入の日の前日までに、編入前の蒲原町補助金等交付規則（昭和35年蒲原町規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平18規則30・追加)

(由比町の編入に伴う経過措置)

4 由比町の編入の日の前日までに、編入前の由比町補助金等交付規則（昭和52年由比町規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則115・追加)

(補助金等の交付の特例)

5 当分の間、市長は、補助金等（国又は静岡県から交付を受ける補助金等を直接にその財源の全部又は一部とし、当該補助金等の交付の目的に従って交付する補助金等を除く。）の交付の目的を達成するため特に必要があると認める場合に限り、当該補助金等に係る予算が成立する以前に完成し、又は完了した補助事業等に対して当該補助金等を交付することができる。この場合において、第6条及び第8条から第11条までの規定は、適用しない。

(平18規則30・旧第3項繰下、平20規則115・旧第4項繰下)

附 則（平成18年3月8日規則第30号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成20年10月31日規則第115号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第8号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

補助金等交付申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住所 { 法人にあつては、その主
たる事務所の所在地 }
申請者 氏名 { 法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名 }
電話

補助金等の交付を受けたいので、静岡市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事務又は事業の名称

2 交付申請額

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった については、静岡市補助金等
交付規則第5条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
- 4 その他

様式第3号(第9条、第16条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

補助金等交付決定取消通知書

年 月 日付け 号による 補助金等の交付の決定の全部(一部)を
次のとおり取り消したので通知します。

- 1 交付決定の取消額
交付決定額 円
今回取消額 円
更正決定額 円
- 2 取消しをする理由
- 3 取消しをする事業の内容(取消額の算定基礎)

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

補助金等交付決定内容(条件)変更通知書

年 月 日付け 号により決定した 補助金等の交付の決定の内容
(又は条件)を次のとおり変更したので通知します。

様式第5号(第13条関係)

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

補助金等交付確定通知書

年 月 日付け 号により決定した 補助金等の交付について、次のとおり確定したので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

様式第1号 (第4条関係)

(平20規則115・令3規則66・一部改正)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第9条、第16条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第13条関係)